

○東京藝術大学特別聴講学生規則

〔平成5年12月16日〕
制 定

改正 平成9年1月16日 平成13年3月26日
平成16年4月1日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 令和元年10月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第99条及び東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第2項の規定に基づき、本学における特別聴講学生について必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 特別聴講学生として入学を志願することのできる者は、次の各号に掲げる大学等（外国の大学等を含む。以下「他大学等」という。）の学生とする。

- (1) 学部にあつては、他の大学、短期大学及び高等専門学校
- (2) 大学院にあつては、他の大学院

(他大学等との協議)

第3条 特別聴講学生を受入れる場合は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ当該学部教授会又は当該大学院研究科委員会（以下「教授会等」という。）と他大学等との間で協議を行うものとする。

- (1) 聴講科目の範囲
- (2) 聴講期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) その他の必要な事項

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに、当該他大学等の長を通じて、学長に願い出なければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（所定の様式による。）
- (2) 成績証明書
- (3) 当該他大学等の長の推薦書
- (4) 健康診断書

(聴講期間)

第5条 聴講期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、聴講期間を変更する場合は、教授会等の意見を参考として、学長が許可することができる。

2 前項の聴講期間は、通算して2年を超えることができない。

(受入れの許可)

第6条 特別聴講学生の受入れは、教授会等の意見を参考として、学長がこれを許可する。

(授業料の納入)

第7条 特別聴講学生にかかる検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生は、所定の期日までに次条に定める授業料を納入しなければならない。ただし特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、徴収しない。
- (1) 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）別表第一に定める国立大学の学生（大学院学生を含む。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）附則別表に定める国立高等専門学校の学生
 - (2) 大学間相互単位互換協定（東京藝術大学における大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項に基づくものに限る。）により受け入れた公立又は私立の大学（大学院、短期大学及び高等専門学校を含む。）の学生
 - (3) 大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準ずるもの（東京藝術大学における大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項に基づくものに限る。）により受け入れた外国人留学生
- 3 納入済の授業料は、いかなる事情があっても還付しない。

（授業料）

第8条 授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

（実験実習費）

第9条 実験、実習及び実技に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

（成績証明書）

第10条 特別聴講学生が所定の授業科目の聴講を修了したときは、当該学部又は大学院研究科の長が、必要に応じ成績証明書を交付するものとする。

（附属図書館の利用）

第11条 特別聴講学生は、附属図書館長の許可を得て、附属図書館を利用することができる。

（規則の遵守）

第12条 特別聴講学生は、学則及び大学院学則並びに本学及び学部等の定める規則を守らなければならない。

- 2 前項の規定に違反し又は病気その他の事由により履修を継続することが適当でないと認めた場合は、学部等の長の申出に基づき、学長がその受入れの許可を取消すことがある。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学部等の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月17日から施行する。